第1条（会員）

ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社（以下「当社」という）に対し、本規約を承認の上、株式会社きたやま並びに株式会社きたやまが指定する販売店（以下、総称して「提携加盟店」という）を通じてきたやまビジネスカード（以下「カード」という）の入会申込みをした法人又は個人事業者（以下まとめて「法人」という）のうち、当社が適格と認めた法人をいいます。なお、カードに係る基本契約は、会員が本規約を承認のうえ、当社に申込みをし、当社が審査のうえ、承諾をした時に成立するものとします。カードに係る基本契約の契約日は、当社から会員に別途通知されます。また、個別のカード利用契約は、カードの利用の都度各別に成立するものとします。

第2条（連帯保証人）

1. 連帯保証人は、本規約に基づき会員が当社に対して負担する一切の債務（以下「主たる債務」という）を保証し、会員と連帯して履行する責任を負うものとします。
2. 連帯保証人は、1項による保証債務の限度額（以下「保証限度額」という）が、カード利用可能枠を踏まえて設定されることに同意します。保証限度額は、当社が別途通知するものとします。
3. 連帯保証人は、カード利用可能枠が変更された場合には、保証限度額が変更されることに同意します。変更後の保証限度額は、当社が別途通知するものとします。
4. 会員は、次の事項にかかる情報を連帯保証人に提供していること、および提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを、当社に対して表明および保証します。
   ⑴会員の財産及び収支の状況。
   ⑵主たる債務以外に負担している会員の債務の有無並びにその額及び履行状況。
   ⑶主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容。
5. 連帯保証人は、当社に対し、本契約締結までに、会員から5項⑴から⑶の事項にかかる情報提供を受けたことを表明および保証します。
6. 当社が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、会員及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
7. 連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、本規約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務全てが弁済されるまで、書面による当社の事前の承諾がなければ当社の権利に代位しません。
8. 連帯保証人は、当社が他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張および損害賠償の請求をしません。
9. 会員は、当社が連帯保証人に対して、会員の当社に対する債務の履行状況を開示することを承諾します。

第3条（カード利用単位、管理責任者、カード使用者）

1. 会員は、入会申込みにあたり会員の部課、事業所等組織の実情に即してカード利用状況等の管理を行う単位（以下「カード利用単位」という）を指定し、各カード利用単位毎に1名の管理責任者を指定するものとします。なお、カード利用単位を指定しない場合でも1名の管理責任者を指定するものとします。
2. 管理責任者は、原則として、カード利用単位に所属する役員又は部長あるいは事業所長以上の役職者（臨時雇用、嘱託を除く）で当社が適当と認めた方とします。
3. 管理責任者は、カード利用単位に所属する役員又は従業員（臨時雇用、嘱託を除く）の中からカードを社用に利用する方を指定して当社に所定の方法で届け出るものとし、当社が適格と認めた方をカード使用者（以下「使用者」という）とします。なお、管理責任者は、使用者の届出にあたり、使用者本人に本規約の内容を示し、承認を得るものとします。
4. 管理責任者は、カード利用単位に所属する使用者の届出、追加、退会、変更等の手続、及びカード利用可能枠の届出、変更等の手続を行うものとします。

第4条（カードの貸与と取扱い）

1. 当社は、会員及び使用者に会員氏名・使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を表面に印字した使用者の申込区分に応じたカードを発行し、貸与します。カードは、カード表面に印字された使用者本人以外使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。また、会員及び使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、当社が本人確認手続を求めた場合にはこれに従うものとします。
2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。
3. カードの所有権は、当社に属しますので、会員及び使用者が第三者にカードを貸与・譲渡・質入及び担保に提供する等カードの占有を第三者に移転させることは一切できません。
4. カードの使用、管理に際して、会員若しくは使用者が3項に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、会員は、本規約に基づきそのカード利用代金についてすべて支払の責めを負うものとします。

第5条（カードの有効期限）

カードの有効期限は特に定めず、当社所定の時期に会員資格の見直しを行います。その結果、会員は会員資格を失うことがあることを承認します。

第6条（カードの機能）

会員は、使用者に会員の業務のためにカードを利用させることにより、提携加盟店から商品の購入又はサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」という）ができます。

第7条（年会費）

会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は別途通知するものとし、支払われた年会費は理由のいかんを問わず返還しないものとします。

第8条（カードご利用可能枠）

1. カードご利用可能枠は、当社所定の金額とし、当社所定の方法により通知するものとします。
2. 使用者のカードご利用可能枠は、会員が申し出た金額で、当社が適当と認めた金額とします。ただし、会員に対して貸与された使用者すべてのカード（以下「全カード」という）の月間利用代金の合計額は、1項に定める会員のカードご利用可能枠以内とします。

第9条（カードショッピングの利用代金債務）

会員は、全カードの利用によるカードショッピング利用代金債務及び本規約に基づく一切の債務について支払の責めを負うものとします。

第10条（代金決済口座及び決済日）

1. 会員が当社に支払うべきカードショッピングの利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」という）、並びにその他本規約に基づく一切の債務（以下「カード利用による支払金等」という）は、会員が支払のため指定した預金口座から口座振替により支払うものとします。ただし、当社が適当と認めるときは、その他の方法で支払うことができるものとします。
2. カードショッピングの利用代金は、毎月末日に締め切り、翌々月26日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）からお支払いいただきます。なお、業務上の都合により翌々月以降の26日からお支払いいただくことがあります。
3. 当社は、毎月の支払に係わる利用明細書を支払期日までに会員の届出事務所所在地（請求書送付先）あてに送付します。利用明細書受領後10日以内に会員から当社に対して異議申立てがないときは、これを承認したものとみなします。ただし、支払が年会費のみの場合は、利用代金明細書を送付しない場合があります。

第11条（支払金等の充当順序）

会員は、その支払いした金額が、本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第12条（費用の負担）

会員は当社に対するカード利用による支払金等の支払に要する次の費用を、負担するものとします。

1. 会員は、カード利用による支払金等の支払を遅延したことにより当社が金融機関に再度口座振替を依頼したときは、振込用紙送付手数料として振替手続回数1回につき550円（税込）を限度として当社が定める額を、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき550円（税込）を限度として当社が定める額を別に支払うものとします。
2. 会員は、カード利用による支払金等の支払遅延等会員の責めに帰すべき事由により当社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円（税込）を別に支払うものとします。
3. 当社が会員に対して書面による催告をした場合は、会員は、当該催告に要した費用を負担するものとします。
4. 会員が、カード利用による支払金等を口座振替以外の方法により支払う場合は、会員は、送金費用を負担するものとします。
5. 第7条に定める年会費及び本条1項から5項に課せられる公租公課（消費税等を含む。以下同じ）は会員が負担するものとします。尚、公租公課が変更されたときは、会員は変更後の公租公課を負担します。

第13条（カードの紛失・盗難等）

1. カードの紛失、盗難、詐取、横領等、又はカード情報の盗用等（以下「カードの紛失・盗難等」という）によりカード又はカード情報が第三者に利用された場合、会員は、当該カード利用により生じた一切の債務についてすべての責任を負うものとします。
2. 会員は、カードの紛失・盗難等があった場合、速やかにその旨を当社に連絡し、最寄りの警察署又は交番に届出たうえで、当社所定の届出書を当社あてに提出するものとします。
3. 当社は、カードが第三者によって拾得された旨の連絡を受ける等、カードの紛失・盗難等が生じたと当社が認識した場合、当社の任意の判断でカードを無効とすることができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第14条（カードの再発行）

カードは、原則として再発行いたしません。ただし、紛失・盗難、毀損、滅失等の場合には、当社所定の届けを提出していただき当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第15条（カード利用の断り及び一時停止、会員資格及び使用者資格の取消）

1. 当社は、会員又は使用者のカードの利用金額、利用状況、利用代金の支払状況等の事情によってはカードの利用をお断りすることがあります。
2. 会員又は使用者が本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他不審な場合などには、当社は提携加盟店を通じて次の⑴、⑵の措置をとり、カードの利用を一時停止することができるものとします。

   ⑴カードの回収。

   ⑵カード利用の停止。
3. 会員又は使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員又は使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格又は使用者資格を取り消すことができます。会員資格を取り消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

   ⑴虚偽の申告をした場合。

   ⑵本規約のいずれかに違反した場合。

   ⑶カード利用による支払金等当社に対する債務の履行を怠った場合。

⑷信用状態に重大な変化が生じた場合。

⑸カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。

⑹カード発行後、相当期間内に決済口座の設定手続が完了していない場合。

⑺第22条（カードショッピングの利用方法）4項に違反し、カードの利用状況が不適当又は不審であると当社が判断した場合。

⑻当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記⑴から⑺に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合。

4. 会員は、3項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カードを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカードを当社に返還するものとします。
5. 当社は、3項により、会員資格又は使用者資格を取り消した場合、提携加盟店にカードの無効を通知又は登録できるものとします。また、会員又は使用者は、提携加盟店を通じてカードの返還を求められた場合、直ちにカードを返還するものとします。

第16条（退会）

1. 会員が退会をする場合は、全カードを添え、管理責任者が所定の届出用紙により当社に届け出るものとします。この場合、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。なお、会員は、退会後においても、本規約の定めに従い、カードを利用し又は会員番号を使用して生じたカードショッピングの利用代金等について、全て支払の責めを負うものとします。
2. 使用者が退会をする場合は、退会する使用者のカードを添え、管理責任者が所定の届出用紙により当社に届け出るものとします。なお、この場合、会員は、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。
3. 2項の場合、当社が適当と認めたときは、債務の全額を第17条の定めによりお支払いただくことがあります。

第17条（期限の利益の喪失）

1. 会員は、次の⑴から⑺のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。

⑴本規約に基づく債務の履行を1回でも遅滞したとき。

⑵差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立又は滞納処分を受けたとき。

⑶破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立を受け、若しくは自ら申立てたとき。

⑷債務整理のための法的手続きの申立があったとき。

⑸債務整理（任意整理を含む。以下同じ）を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当社に通知したとき。

⑹自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。

⑺会員資格を取消されたとき。

2. 会員は、次の⑴から⑶のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

⑴当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。

⑵本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

⑶本規約以外の当社と会員とのその他の取引に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第18条（届出事項の変更）

1. 当社に届け出た会員、管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、事業内容、その他法令に基づく当社への届出事項等に変更が生じた場合は、当社が適当と認めた方法により会員又は管理責任者が遅滞なく当社あてに所定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、電話等で届け出ることもできるものとします。
2. 1項の届出がないために当社からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に会員に到着し

たものとみなします。ただし、1項の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第19条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の所在地、使用者の購入地及び当社の本社、各支店、各営業所、各センター所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第20条（規約の変更、承認）

1. 当社は、次の⑴⑵のいずれかに該当する場合には、あらかじめ効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。

   ⑴変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

   ⑵変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2. 当社は、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。

第21条（手数料率、利率の変更）

カードショッピングの手数料率及び遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当社において、一般に行われる程度に変更できるものとします。これらの場合、前条の規定にかかわらず当社からの手数料率、利率の変更を通知した後は残債務について、変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。

第22条（カードショッピングの利用方法）

1. 会員及び使用者は、提携加盟店において、カードを提示し、所定の売上票にカードと同一の署名を行うことにより商品又は権利を購入し、又はサービスの提供を受けることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合には、カードの利用ができないことがあります。また、当社が特に定める商品等についてはカードの利用ができない場合があります。なお、当社が適当と認めた提携加盟店においては、売上票への署名に代えて、提携加盟店に設置されている端末機等の所定の手続により利用できる場合があります。
2. 会員及び使用者は、郵便、電話、その他の通信手段によって行う取引において、当社が特に認めた場合は、カードの提示と売上票への署名に代えて、取引の申込文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入することにより、又は電話で提携加盟店に対して上記事項を告知することにより、その他当社が定めた方法により当該提携加盟店との取引の決済手段とすることができます。
3. 取引の種類や購入商品の種類、利用金額等により当社の承認を必要とする場合があります。
4. 会員及び使用者が現金化を目的として商品・サービス又は流通する紙幣・貨幣の購入などにカードの利用可能枠を利用することを禁止します。なお、現金化とは、買取屋による方式又はキャッシュバック方式をいいますが、これらの方式に限りません。

   ※カードの利用可能枠の現金化の詳細については、（社）日本クレジット協会ホームページhttps://www.j-credit.or.jp/をご覧ください。

第23条（カードの使用目的）

1. 会員及び使用者は、会員及び使用者の事業に係る購入以外の用途にカードを使用できないものとし、割賦販売法による保護を受けられないことを承諾します。
2. 会員及び使用者が、1項に違反してカードを使用した場合も、会員及び使用者はその支払いの責を免れないものとします。

第24条（立替払委託並びに所有権留保）

1. 会員は、カードショッピングの利用代金を当社が会員に代わり提携加盟店に立替払することを当社に委託するものとします。また、会員は、提携加盟店に対し別途定める入会金及び年会費を支払う場合は、この立替払を当社に委託するものとします。
2. カードの利用により提携加盟店と取引した後に提携加盟店との合意によってこれを取り消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
3. 会員は、カード利用に係る立替払の対象となる取引の特定と内容確認のため、カード利用により購入し、又は提供を受けた商品若しくはサービス、通話、その他の取引の内容及びそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、提携加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。
4. 会員は、当社が提携加盟店に立替払したことにより、カード利用により購入した商品の所有権が、提携加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務が完済されるまで、当社に留保されることを承諾するものとします。

第25条（カードショッピングの支払金の支払方法）

カードショッピングの支払金の支払方法は、利用月の翌々月1回払とします。この場合、手数料はいただきません。ただし、翌々月1回払の手数料は、金融情勢の変化などにより変更できるものとし、別途会員あてに通知するものとします。

第26条（遅延損害金）

1. 会員が、カードショッピングの支払金の支払を遅延した場合は、支払期日の翌日から支払済みに至るまで当該支払金に対し、年14.6％（1年を365日とする日割計算。ただし、うるう年は1年を366日とします。以下同じ）を乗じた額をお支払いいただきます。
2. 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、年14.6％を乗じた額をお支払いいただきます。

第27条（商品の引取・評価及び充当）

1. 会員が第17条により期限の利益を喪失したときは、当社は第24条により留保した所有権に基づき商品を引き取ることができるものとします。
2. 会員は、当社が1項により商品を引き取ったときは、当社が決定した相当の価格をもって立替払契約に基づく残債務の支払に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは、会員及び当社の間で直ちに精算するものとします。

第28条（見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）

会員及び使用者が、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引き渡された商品、指定権利、指定役務の内容が見本・カタログ等と相違している場合は、会員及び使用者は、提携加盟店に対して商品の交換又は指定権利、指定役務の内容の是正を申し出るか、又は売買契約等の解除ができるものとします。なお、売買契約等を解除した場合は、会員は、速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

第29条（反社会的勢力との取引の排除）

1. 会員（本条においては入会申込者を含む）、使用者及び連帯保証人は、現在、次の⑴から⑺のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

   ⑴暴力団。

   ⑵暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者。

   ⑶暴力団準構成員。

   ⑷暴力団関係企業。

   ⑸総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等。

   ⑹⑴から⑸の共生者。

⑺その他⑴から⑹に準ずる者。

2. 会員、使用者及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の⑴から⑸に該当する行為を行わないことを確約いたします。

⑴暴力的な要求行為。

⑵法的な責任を超えた不当な要求行為。

⑶取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

⑷風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。

⑸その他⑴から⑷に準ずる行為。

3. 当社は、会員、使用者及び連帯保証人が1項⑴から⑺のいずれかに該当し、若しくは2項⑴から⑸のいずれかに該当する行為をし、又は1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会員、使用者及び連帯保証人の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消すことができるものとし、当社と会員、使用者及び連帯保証人とのその他の取引についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

第30条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

1. 会員（本条においては入会申込者を含む）、使用者及び連帯保証人は、現在、次の⑴⑵のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

⑴テロリスト等、日本政府又は外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者。

⑵その他⑴に準ずる者。

2. 会員、使用者及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の⑴⑵に該当する行為を行わないことを確約します。

⑴マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると疑われる行為。

⑵その他⑴に準ずる行為。

3. 当社は、会員、使用者及び連帯保証人の情報及び具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができるものとします。会員、使用者及び連帯保証人から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合には、カードの利用を一時的に停止することができるものとします。

4. 3項の求めに対する会員、使用者及び連帯保証人の回答、具体的な利用内容、会員、使用者及び連帯保証人の説明内容及びその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、カードの利用を一時的に停止することができるものとします。

5. 3項および4項の定めによるカードの利用の一時的な停止は、会員、使用者及び連帯保証人からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は利用の停止を解除するものとします。

6. 当社は、会員、使用者及び連帯保証人が1項⑴⑵のいずれかに該当し、若しくは2項⑴⑵のいずれかに該当する行為をした場合、1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又はカードその他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、その全てについて通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

カード会員保障制度規約

第1条（カード会員保障制度の内容）

カード会員保障制度（以下「保障制度」という）とは、ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社（以下「当社」という）が、会員に発行するクレジットカード（以下「カード」という）の紛失、盗難、詐取、横領等、又はカード情報の盗用等（以下「紛失・盗難等」という）により保障期間中に第三者に不正使用されたことによって会員が被った被害を補填する制度をいいます。当社が補填する場合、当社は、必要に応じて当社

が契約する損害保険会社に保険適用につき、保険内容を通知することができます。

第2条（保障期間）

1. 保障期間はカード契約日（承認日）登録の日から1年間とします。
2. 保障制度はカード会員資格存続中、自動更新となります。

第3条（届出）

会員がカードの紛失・盗難等にあったことを知ったときは、直ちに当社に連絡の上、最寄りの警察署にその旨を届け出るとともに、当社所定の届出書を当社あて提出するものとします。

第4条（損害補填期間）

当社が補填する損害は、3条の紛失・盗難等の通知を当社が受理した日の60日前以降に行われた不正使用による全損害とします。

第5条（補填されない損害）

次に定める損害については、当社は、補填の責めを負わず、会員が負担するものとします。

1. 会員および使用者の故意又は重大な過失に起因する損害。
2. 会員および使用者の家族、同居人、カードの受領の代理人の不正行為に起因する損害。
3. 戦争、地震等に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた盗難・紛失等に起因する損害。
4. 保障期間の開始する日以前に生じていたカードの盗難・紛失等に起因する損害。ただし、自動更新の場合はこの限りではありません。
5. 他人に譲渡、貸与又は担保差入れしたカードの使用に起因する損害。
6. 4条の盗難・紛失等の通知を当社が受理した日から61日以前に生じた損害。
7. 現金自動預払機（ATM）等の設置場所における喝取（カードにより現金を引き出すよう強要され、かつ、その引き出された現金を奪われたこと）に起因する損害。
8. 紛失・盗難等又は被害状況の届出の虚偽に起因する損害。
9. カードの利用の際に登録された暗証番号の使用に起因する損害（当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません）。
10. カード裏面の署名欄への自署を怠ったことに起因する損害。
11. その他カード会員規約に違反する状況での盗難又は紛失等に起因する損害。
12. 当社が第6条の手続を依頼したにもかかわらず、会員が手続を怠った場合。

第6条（損害補填の手続）

1. 会員が、当社に損害の補填を請求するときは、損害の発生を知った時から30日以内に被害状況等を記載した損害報告書と、最寄りの警察署の被害届出証明又は盗難届出証明等当社が補填に必要と認める書類を当社に提出していただきます。
2. 当社又は当社の委託を受けた者が1項の被害状況等の調査を行う場合、会員は、この調査に協力するものとします。
3. 当社が必要な調査を終えた場合には、遅滞なく損害を補填するものとします。

【お問い合わせ･ご相談窓口】

カードに関するお問い合わせ窓口

⑴株式会社きたやまでカードをご利用された場合の商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、下記の株式会社きたやままでご連絡ください。

●株式会社きたやま

〒893 - 0014 鹿児島県鹿屋市寿8 - 1 - 38

TEL. 0994 - 43 - 3505

⑵本規約についてのお問い合わせ･ご相談については、下記のＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社 アンサーセンターまでご連絡ください。

●ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社 アンサーセンター

〒130 - 0022 東京都墨田区江東橋四丁目19番4号

TEL. 03 - 6722 - 9009　承り時間　9：30～17：00（1月1日 休）

電話番号はお間違えのないように、ご確認のうえおかけください。

ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社

〒460-8670　愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号